

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 監事の監査の方法及びその内容

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

ときは、その事実

- 五 監査のため必要な調査ができなかったとき
- 六 監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)

第三条 機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号。以下「騒防法」という。）及び空港周辺整備債券令（昭和五十年政令第十号）の規定に基づき国土交通大臣に提出する書類とする。

（業務方法書の記載事項）

第四条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 騒防法第二十八条第一項第一号に規定する

緑地帯その他の緩衝地帯の造成 管理及び譲渡に関する事項

二 騒防法第二十八条第一項第二号に規定する

土地の造成、管理及び譲渡に関する事項

三 騒防法第二十八条第一項第三号に規定する
助成に関する事項

四 騒防法第二十八条第一項第四号に規定する
損失の補償及び土地の買入れに関する事務に
関する事項

五 騒防法第二十八条第一項第五号に規定する

- 六 騒防法第二十八条第二項に規定する緑地帯
- 七 業務の委託に関する基準
- 八 競争入札その他の契約に関する事項
- 九 その他業務の執行に關して必要な事項

(中期計画の認可申請等)

第五条 機構は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、

らかにした場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限り。	報告書
イ 中期計画及び年度計画の実施状況	

口 当該事業年度における業務運営

ハ 当該業務の実績に係る指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年

度の当該指標の数値（当該業務の実

續に係る指標が設定されている場合に限る。）

二 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該業務の実績に係る財務

情報及び人員に関する情報

二、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該業務の実績が通則法第二十九条第二項

第二号から第五号までに掲げる事項

に係るものである場合に限る。）
イ 中期目標に定めた項目ごとの評
定及び当該評定を付した理由
ロ 業務運営上の課題が検出された

場合には、当該課題及び当該課題に

対する改善方策
ハ 過去の報告書に記載された改善
方策のうちその実施が完了した旨の

記載がないものがある場合には、そ

中期目標の 一 中期目標の 期間の終了 時に 見込まれる 実績（当該 業務の実績 が通則法第	の 実施状況
--	-----------

れる中期目二十九条第二項第二号に掲げる事項

標の期間に係るものである場合にあっては次の
おける業務のイからニまでに掲げる事項を明ら
の実績及びかにしたものに、同項第三号から第
当該実績に五号までに掲げる事項に係るもので

ついで自らある場合にあつては次のイからハま

評価を行うのに掲げる事項を明らかにしたものの結果を明に限る。）

報告書

中其目標及び中其計画の実施

幸告書
一
狀

四 第二号の意見がある場合は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

五 追記情報
六 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に關して必要な報告

七 会計監査報告を作成した日
八 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 会計方針の変更
二 重要な偶発事象
三 重要な後発事象

（短期借入金金の認可の申請）

第十七条 機構は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金金の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由
二 借入金金の額
三 借入先
四 借入金金の利率
五 借入金金の償還の方法及び期限
六 利息の支払いの方法及び期限
七 その他必要な事項
（不要財産に係る民間等出資の払戻しの認可の申請）

第十八条 機構は、通則法第四十六条の三第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産について、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下単に「出資者」という。）に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として国土交通大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができ旨を催告することについて、同項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記

載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 催告に係る不要財産の内容

二 不要財産であると認められる理由

三 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四 当該不要財産の取得に係る出資の内容（出資者が複数ある場合にあっては、出資者ごとの当該不要財産の取得の日における帳簿価額に占める出資額の割合）

五 催告の内容
六 不要財産により払戻しをする場合には、不要財産の評価額

七 通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額により払戻しをする場合には、不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額並びに譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

八 前号の場合における譲渡の方法

九 第七号の場合における譲渡の予定時期

十 その他必要な事項

2 国土交通大臣は、前項の申請に係る払戻しの方法が通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額による払戻しである場合において、同条第一項の認可をしたときは、次に掲げる事項を機構に通知するものとする。

一 通則法第四十六条の三第一項の規定により当該不要財産に係る出資額として国土交通大臣が定める額の持分

二 通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額により払戻しをする場合における当該払戻しの見込額
（中期計画に定めた不要財産の払戻しの催告に係る通知）

第十九条 機構は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第五号の計画を定めた場合において、通則法第四十六条の三第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産について、出資者に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として国土交通大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができ旨を催告しようとする

ときは、前条第一項各号に掲げる事項を国土交通大臣に通知しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

（催告の方法）

第二十条 機構は、通則法第四十六条の三第一項の規定により催告しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつては認識することができない方法をいう。）により提供しなければならない。

一 催告に係る不要財産の内容

二 通則法第四十六条の三第一項の規定に基づき当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができ旨
三 通則法第四十六条の三第一項に規定する払戻しについて、次に掲げる方法のうちいずれの方法によるかの別

イ 不要財産により払戻しをすること
ロ 通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額により払戻しをすること

四 払戻しを行う予定時期
五 第三号ロの方法による払戻しの場合における払戻しの見込額

2 前項の規定により催告するに際し、当該不要財産の評価額が当該不要財産の帳簿価額を超えることその他の事情があるため、払戻しの方法が同項第三号イの方法により難しい場合には、その旨を当該催告の相手方に対し、通知するものとする。

（民間等出資に係る不要財産の譲渡の報告等）
第二十一条 機構は、通則法第四十六条の三第三項の規定により民間等出資に係る不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 当該不要財産の内容
二 譲渡によつて得られた収入の額
三 譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額
四 譲渡した時期
五 通則法第四十六条の三第二項の規定により払戻しを請求された持分の額

2 前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の報告書の提出を受けたときは、通則法第四十六条の三第三項の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額（当該算定した金額が第一項第五号の持分の額に満たない場合にあっては、当該算定した金額及び通則法第四十六条の三第三項の規定により当該持分のうち国土交通大臣が定める額の持分）を機構に通知するものとする。

4 機構は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、同項の規定により通知された金額により、第一項第五号の持分（当該通知された金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、前項の規定により通知された額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

（資本金の減少の報告）
第二十二条 機構は、通則法第四十六条の三第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告するものとする。

（内部組織）
第二十三条 機構に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として国土交通大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。同項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2 直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として国土交通大臣が定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）
第二十四条 機構に係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相

当するものとして国土交通大臣が定めるものとする。

(長期借入金認可の申請)

第二十五条 機構は、騒防法第三十条第一項の規定により長期借入金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 借入金の額
- 三 借入先
- 四 借入金の利率
- 五 借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払いの方法及び期限
- 七 その他必要な事項

(償還計画認可の申請)

第二十六条 機構は、騒防法第三十二条の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

- 一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先
- 二 空港周辺整備債券の総額及び当該事業年度において発行するものの引受けの見込み
- 三 長期借入金及び空港周辺整備債券の償還の方法及び期限
- 四 その他必要な事項

(区分経理)

第二十七条 機構の経理は、次に掲げる業務に係る各経理単位に区分して行うものとする。

- 一 騒防法第二十八条第一項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務
- 二 騒防法第二十八条第一項第一号に掲げる業務のうち周辺整備空港の設置者又は地方公共団体の委託により行う業務並びに同項第四号及び同条第二項に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務
- 三 その他の業務

(積立金の処分に係る申請の添付書類)

第二十八条 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通の事項に関する政令（以下「令」という。）第二十一条第二項に規定する添付書類は、次に掲げるものとする。

- 一 令第二十一条第一項の期間最後の事業年度（以下単に「期間最後の事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表

- 二 期間最後の事業年度の損益計算書
- 三 期間最後の事業年度の事業年度末の利益の処分に關する書類
- 四 承認を受けようとする金額の計算の基礎を明らかにした書類

(不動産登記規則の準用)

第二十九条 不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第四十三条第一項第四号（第五十一条第八項、第六十五条第九項、第六十八条第十項及び第七十条第七項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第一項及び第三項、第六十四条第一項第一号及び第四号並びに第八十二条第二項の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(区分経理に關する経過措置)

2 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に關する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第二十号。以下「設置管理法律施行規則」という。）附則第十二条の規定による改正後の独立行政法人空港周辺整備機構に關する省令第二十三条の規定は、設置管理法律施行規則の施行の日以後に開始する事業年度に係る経理の区分について適用し、同日前に開始した事業年度に係る経理の区分については、なお従前の例による。

（新関西国際空港株式会社の成立の時に關する会計処理）

3 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に關する法律（平成二十三年法律第五十四号）附則第五条第六項の規定により機構が行う株式の引受け、同条第九項の規定により機構が行う出資、同条第十一項の規定により機構が行う株式の政府への無償譲渡、同法附則第六条第三項の規定により新関西国際空港株式会社が行う機構の権利及び義務の承継並びに同条第六項の規定による機構の資本金の減少に係る機構の資本取引及び損益取引は、同法の施行の日において行われるものとし、当該損益取引は、機構の損益計算には含まれないものとする。

附 則

(平成一十七年三月七日国土交通省令第二二二号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（独立行政法人空港周辺整備機構に關する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十条 不動産登記規則附則第十五条第四項第一号及び第三号の規定については、独立行政法人空港周辺整備機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

附 則（平成二十二年一月二六日国土交通省令第五五号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

附 則（平成二十四年三月二三日国土交通省令第二〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十四年七月一日）から施行する。

附 則（平成二十七年三月三一日国土交通省令第一九号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（中期目標管理法人となる独立行政法人の業務実績等報告書に係る経過措置）

第二条 改正法附則第八条第一項の規定により改正法による改正前の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標が改正法による改正後の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度における業務の実績（当該項目が通則法」とあるのは、「当該事業年度における業務の実績（当該項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下「旧通則法」という。）と、「第二十九條第二項第二号」とあるのは、「第二十九條第二項第三号」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは、「同項第二号、第四号及び第五号」と、「結果（当該項目が通則法」とあるのは、「結果（当該項目が旧通則法」と、「期間における業務の実績（当該項目が通則法」とあるのは「期間における業務の実績（当該項目が旧通則法」とする。

一及び二 削除

三 独立行政法人海技教育機構に關する省令第八条第一項

四 独立行政法人航空大学校に關する省令第八条第一項

五 自動車検査独立行政法人に關する省令第八条第一項

六 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に關する省令第七條の二第一項

七 独立行政法人国際観光振興機構に關する省令第八條第一項

八 独立行政法人自動車事故対策機構に關する省令第八條第一項

九 独立行政法人空港周辺整備機構に關する省令第八條第一項

十 独立行政法人都市再生機構に關する省令第八條第一項

十一 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に關する省令第七條の二第一項

（事業報告書の作成に係る経過措置）

第四条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

一 国立研究開発法人土木研究所の財務及び会計等に關する省令（平成十三年国土交通省令第四十四号）第九條第三項

二 国立研究開発法人建築研究所に關する省令第十五條第三項

三 独立行政法人交通安全環境研究所に關する省令第十五條第三項

四 国立研究開発法人海上技術安全研究所に關する省令第十五條第三項

五 国立研究開発法人港湾空港技術研究所に關する省令第十五條第三項

六 国立研究開発法人電子航法研究所に關する省令第十五條第三項

七 独立行政法人航海訓練所に關する省令第十四條第三項

八 独立行政法人海技教育機構に關する省令第十四條第三項

九 独立行政法人航空大学校に關する省令第十四條第三項

十 自動車検査独立行政法人に關する省令第十四條第三項

十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に關する省令第十三條の二第三項

十二 独立行政法人国際観光振興機構に關する省令第十四條第三項

十三 独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令（平成十五年国土交通省令第四百号）第十一条第三項

十四 独立行政法人自動車事故対策機構に関する省令第十四条第三項

十五 独立行政法人空港周辺整備機構に関する省令第十四条第三項

十六 独立行政法人都市再生機構に関する省令第十二条の二第三項

十七 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令第十二条の二第三項

附 則（平成三十一年三月二十九日国土交通省令第二十九号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。（財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置）

第二条 この省令による改正後の規定の平成三十一年四月一日前に開始する事業年度における適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年六月二十七日国土交通省令第一六号）抄

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月二十九日国土交通省令第一七号）

この省令は公布の日から施行する。